

議 長 日程第6「議案第46号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは説明させていただきます。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして条文の整備等を図るものでございます。

改正の内容でございますが、3つございまして、1つ目が災害に関する固定資産税の税制上の措置、これは昨今の大規模災害により滅失、損壊した家屋等や土地に対し、納税者の負担軽減を図ることを目的とする改正でございます。

2つ目が固定資産税の負担軽減措置の関係、これは保育の受け皿整備促進のための保育施設及び緑地保全緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地に対し、わがまち特例を導入し、税額の軽減措置を規定するものでございます。

3つ目が軽自動車税の軽減措置の見直しでございます。平成27、28年度限りで一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に課せられる軽自動車税について、グリーン化特例を導入し、税額の軽減措置をしているところでございますけれども、このたびの地方税法等の改正により適用基準を見直した上で2年間延長となり、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得されました環境に配慮した軽自動車に対し、平成30年度及び平成31年度の各1年度に限り、税率の軽減をいたすものでございます。

それではですね、議案を3枚おめくりいただき、4枚目の新旧対照表をごらんください。まずは法第349条の3第28項等の条例で定める割合でございますが、地方税法等の改正に伴い、保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例について、地方税法で定める割合を参酌し、条例で定めることとされたことにより、第21条の2として新たに加えるも

のでございます。第1項では家庭的保育事業について、第2項では居宅訪問型保育事業について、第3項では事業所内保育事業について、それぞれ地方税法で参酌する割合のとおり特例割合を2分の1と規定するものでございます。

次に、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出について規定する第22条の2第2項と、1枚おめくりいただき、2ページ下段から3ページの被災住宅用地の申告について規定する第26条の2第1項及び第2項でございますけれども、被災した場合の固定資産税額の案分の申し出と住宅用地の申告については、これまでも2年を経過するまで特例が適用されていましたが、今回の地方税法等の改正に伴い、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域に定められた場合は、4年を経過するまで特例を適用することとなったため、新たに追加するものでございます。また、「以後3年」を「から起算して3年」と字句の整理もあわせて行うものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合について規定する附則第13項でございますけれども、第6号から第11号については引用条文が改正により項ずれをしておりますもので改めるものでございます。第12号については、今回の地方税法等の改正に伴い、法附則第15条第40項に規定されておりましたフロンガスを使用しない冷蔵冷凍機器に関する固定資産税の課税標準額の特例が廃止され、新たに平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が企業主導型保育事業の用に供する固定資産税を対象に特例を規定するものでございます。特例割合については、地方税法で参酌する割合のとおり2分の1とし、特例期間は5年間の時限措置となっております。

第13号につきましては、緑化保全、緑化推進法人が平成29年6月15日から平成31年3月31日までに設置した市民緑地の用に供する土地にかかる課税標準の特例措置を新設するものでございます。特例割合については地方税法で参酌する割合のとおり3分の1とし、特例期間は3年間の時限措置となっております。

続きまして、5ページから7ページにかけての軽自動車税の税率の特例について規定する附則第14項及び第16項でございますが、文言を整理する字句の改

正でございます。

1枚おめくりいただき、6ページの第18項から第20項につきましては、環境に配慮して燃費性能に応じた3つの区分により、軽自動車税の税率の特例として平成27年度に新たに規定し、平成28年度の改正において1年延長したものでございますけれども、今回の地方税法の改正により取得期間が平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間延長されたことに伴い、初回車両番号指定を受ける期間と特例が適用される年度を新たに定めるものでございます。なお、軽減税率につきましては、28年度と変更はございません。

最後に議案本文の3ページをごらんください。附則でございます。施行期日につきましては、第1項で公布の日からとし、第2項では固定資産税に関する経過措置として、別段の定めがあるものを除き、平成30年度以降の年度分について適用し、平成29年度分までにつきましては、従前の例によるものと定めるものでございます。第3項では地方税法等の改正に伴って廃止された法附則第15条第40項に規定するフロンガスを使用しない冷蔵冷凍機器に対する固定資産税の課税標準額の特例については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得された機器に対する固定資産税に限り従前の例によるものと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号松田町税

条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。